

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	定期の健康診断	防北基LPS-M-00026	
		承認	令和 5年 3月 28日
		作成	令和 5年 3月 28日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	第12飛行教育団 (基地業務群衛生隊)		

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊防府北基地が依頼する定期の健康診断（以下「役務」という。）について規定する。

1. 2 履行場所

航空自衛隊防府北基地

1. 3 関連文書

関係諸法令及び地方公共団体等の関係各条例並びに規則類

1. 4 一般事項

本契約に関する全責任は、契約相手方が有する。

2 役務に関する要求

- a) 定期の健康診断を実施する。（別紙参照）
- b) 本役務の実施日は契約相手方担当者との調整によるものとする。
- c) 本役務を行うために必要な器材、医薬品及び消耗品は、円滑に実施するに足る数量を契約相手方が準備し、使用する。
- d) 本役務は受託側の検診車及び官側担当者の指定する場所において実施する。
- e) エックス線撮影後の読影、心電図及び血液検査の判定は契約相手方の医師が行う。
- f) 検査結果は個人用として作成の上、健康調査票（問診票）、心電図表の写し及び胸部エックス線データと共に検査終了後3週間以内に官側担当者へ送付する。
- g) 契約相手方は個人用とは別に官側が別に示す検査結果データ（c s vファイル）を作成し、官側担当者へ送付する。

3 監督・検査

件名	定期の健康診断
----	---------

- a) 監督及び検査は、航空自衛隊調達規則に基づき実施するものとする。
- b) 本役務に関する事項において、部隊との調整が必要な場合には、監督官等と調整し実施するものとする。
- c) 本役務終了後、官側が指定する検査官が仕様書の要求事項に合致するか否かを検査する。

4 その他の指示

4.1 役務について

- a) 検査方法、結果判定基準、健康診断結果作成方法等本業務実施に係る詳細事項において意思疎通を図るため、官側担当者と受託側担当者による事前打ち合わせを行うこと。
- b) 契約相手方は、適宜の実施計画書（実施体制、実施会場の使用方法、検診車や検査器材の搬入方法、検査及び測定の手順等を記載する。）を作成し、事前に官側に提出してその承認を受けること。
- c) 契約相手方は役務履行に必要な人員を派遣し適正に配置すること。なお、受検者数が1日あたり80名を超える場合があることを考慮すること。
- d) 役務履行に伴い発生する廃棄物は適正な手続きにより、契約相手方が責任を持って処分し、その費用は契約相手方の負担とする。
- e) 契約相手方は役務履行場所の現場責任者を選任し、役務履行中の安全衛生管理に留意し、事故が起こらないよう十分注意した上、実施に関する現場の指揮監督等業務全般の責任を追うこと。
- f) 役務履行場所の設営は契約相手方が実施することし、実施日は官側担当者と契約相手方担当者との調整による。
- g) 役務履行場所の設営に当たっては、受検者のプライバシーへの配慮（問診や心電図検査の場所における衝立、カーテン等の設置など）をできる限り行うこと。
- h) 健康診断実施時間中は、契約相手方において受付責任者及び案内係を配置し、受診者への案内、誘導等を行うこと。
- i) 血液検査については、採血能力の優れた2年以上の実務経験を有する者を配置すること。
- j) 胸部エックス線検査、胃部エックス線検査については、十分な経験を有する専門医による読影を行うこと。
- k) 検査に起因し、体調不良を訴える等の不測の事態が発生した場合は、速やかに対処し、官側に報告すること。
- l) 検査結果判明後、緊急に精密検査又は治療を必要とする異常所見が認められた受診者があった場合は、適宜の報告書及び当該異常所見に係る受検者の健康診断結果資料により速やかに官側担当者に報告すること。

件名	定期の健康診断
----	---------

4. 2 個人情報の取り扱いについて

- a) 受託側は、管理者の注意を持って役務を行うものとする。
- b) 受託側は、個人情報の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。
- c) 受託側は、この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- d) 受託側は、役務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、あらかじめ書面により契約担当官の承認を受けなければならない。
- e) 受託側は、役務に係る個人情報を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者へ提供してはならない。
- f) 受託側は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
- g) 受託側は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行う。また、官側は、特に必要と認めた場合は、受託側に対し、個人情報の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に受託側の施設等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

5 その他の事項

5. 1 防府北基地内共通事項

- a) 契約相手方は、防府北基地において法令及び防府北基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官（以下「監督官等」という。）の指示に従わなければならない。
- b) 契約相手方は、本契約の役務履行の現場において、防府北基地の電力及び給水を使用する場合は、事前に官側と調整の上、無償で官側の支援を受けることができる。
- c) 契約相手方は、防府北基地及び防府北基地の施設への立ち入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、防府北基地司令等の許可を受けるものとする。
- d) 契約相手方は、防府北基地内において役務履行で必要な場所以外への立ち入りは行わない他、細部は監督官等の指示に従うものとする。
- e) 契約相手方は、防府北基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- f) 契約相手方は、防府北基地内における写真撮影について役務契約に必要な場合及び内容のみとし、監督官等の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては、監督官等へ提出後、完全に消去し、保持しないものとする。
- g) 契約相手方は、役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後該当データを保持しないものとする。

件名	定期の健康診断
----	---------

5. 2 その他

- a) この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合は、契約担当官と調整のうえ指示を受けるものとする。
- b) 作業に当たっては、ほかの物品や施設に損害を与えないように行い、万一損害を与えた場合は契約相手方の責により回復するものとする。
- c) 許可なく本仕様書の複製、関係者以外への貸出を厳禁とし、契約履行後、速やかに契約担当官に返還するものとする。
- d) 役務に関し事故等が発生した場合は、受託側が速やかにその内容を官側に報告する。
- e) 官側は、受託側が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

件名及び実施項目

番号	件名	実施項目	単位	予定数量
1	身体計測	問診、身長、体重、BMI、腹囲	件	550
2	尿検査	蛋白、糖、潜血	〃	550
3	視力検査	遠距離視力	〃	550
4	胸部エックス線 撮影	検診車含む。	〃	550
5	血圧測定	最高血圧・最低血圧	〃	450
6	心電図検査	1 2 誘導	〃	450
7	生化学検査	TG、LDL、HDL、UA、BUN、CRE、 GLU、AST、ALT、r-GTP	〃	450
8	血算検査	白血球数、赤血球数、血色素量、 ヘマトクリット、血小板	〃	450
9	肺がん検査	喀痰細胞診	〃	25
10	胃部エックス線 撮影	検診車含む。	〃	300
11	大腸がん検査	便潜血ラテックス法（2回法）	〃	300
12	子宮がん検査	細胞診、検診車含む。	〃	45
13	歯科検診	歯式、口腔清掃状態等	〃	550
14	梅毒検査	梅毒検査RPR定性	〃	550